

## 広島市障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32及び第51条の33の規定並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の19の2において準用する第21条の5の27及び第21条の5の28、第24条の39及び第24条の40の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

### (検査体制)

第2条 検査は、健康福祉局障害福祉部障害自立支援課の職員（以下「職員」という。）が実施する。

2 第5条に定める立入検査を実施する場合は、原則として職員2名以上をもって実施する。

### (検査の種別)

第3条 検査の種別は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、すべての障害福祉サービス事業者等を対象に、実施するものとする。

#### (2) 特別検査

指定を受けている事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）の指定取消処分相当事案が発生した場合に、当該障害福祉サービス事業者等に対し実施するものとする。

### (検査対象の選定)

第4条 一般検査は、障害福祉サービス事業者等を対象に概ね6年に1回実施することとし、毎年度実施計画を策定するものとする。

2 特別検査は、指定事業所等の指定取消処分相当事案が発覚した場合、当該障害福祉サービス事業者等を検査対象とする。

### (検査の実施方法等)

第5条 検査の実施方法等は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 実施通知

ア 一般検査（書面検査）の実施に当たっては、様式第1号により検査対象となる障害福祉サービス事業者等へ通知するものとする。

イ 一般検査（立入検査）及び特別検査の実施に当たっては、様式第2号により検査対象となる障害福祉サービス事業者等へ通知するものとする。

ただし、実効性のある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りではない（この場合、立入時に速やかに告知するものとする。）。

## (2) 一般検査の実施

- ア 原則として書面検査により実施することとし、業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、法令遵守責任者の役割及びその業務内容、業務が法令に適合することを確保するための規程の内容及び業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況とその内容について、報告等を求めるものとする。
- イ アの報告等に不備又は不明瞭な点があると認められる場合は、障害福祉サービス事業者等の従業者に出頭を求め、業務管理体制の運用状況を聴取の上、改善を求めるものとする。
- ウ イにおいて改善が見込まれない場合は、障害福祉サービス事業者等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するものとする。
- エ 一般検査の結果、第7条に定める行政上の措置等には至らないで改善を要する事項については、様式第3号により通知するものとし、原則として通知の日から1か月以内に、改善報告書の提出を求めるものとする。

## (3) 特別検査の実施

- ア 指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該障害福祉サービス事業者等及び指定事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証するものとする。
- イ 特別検査の結果、第7条に定める行政上の措置等には至らないで改善を要する事項については、様式第3号により通知するものとし、原則として通知の日から1か月以内に、改善報告書の提出を求めるものとする。

### （検査における留意事項）

第6条 検査の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

#### (1) 身分を証明する証票の携帯

職員は、身分を証明する証票を携帯すること。

#### (2) 職員の心得

##### ア 公正・公平な検査の実施

法律に基づいた権限行使であることを自覚し、公正・公平な検査の実施に努めなければならない。

##### イ 法に定める適正な手続き

検査が私企業等に対する立入権限の行使を含むものであることを自覚し、検査の実施に当たっては、適正な手続きを確保するとともに、効率的・効果的な検査の実施に努め、法律の目的に照らして必ずしも必要のない点にまで検査に及んでいないかを、不断に問い直さなければならない。

##### ウ 検証

職員は、業務管理体制の整備状況の検査に当たって、事実を的確に把握し、問題点を示した上で、障害福祉サービス事業者等の説明及び意見を聴取し、その理解や認識を確認すること。

また、障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の的確な実態把握等の観点から、随時、資料等を求めることができる。

ただし、資料等を求めるに当たっては、障害福祉サービス事業者等が保持するものを活用し、検査会場で閲覧するなど、真に必要なもの以外は持ち帰ることがないように留意すること。

#### エ 立入検査終了手続

職員は、立入検査終了に当たり、立入検査の過程で把握した事実関係について、その内容に両者の間で認識の相違がないことの確認を十分行うこと。

#### (行政上の措置等)

第7条 検査の結果、次の行政上の措置をとる場合は、障害福祉サービス事業者等に対し、様式第4号又は第5号により通知するものとする。

##### (1) 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、その是正を勧告することができ、原則として勧告の日から1か月以内に、改善報告書の提出を求めるものとする。

なお、期限までにこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

##### (2) 命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

#### (情報管理)

第8条 職員は、検査に関する情報を、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第4号）及び広島市情報公開条例（平成13年条例第6号）等に即して、検査及び指導監督の目的以外には使用しないよう適切に管理しなければならない。

#### (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和6年3月26日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和6年9月24日から施行する。

様式第1号（一般検査（書面検査）実施通知）

（公印省略）  
広障自第 号  
年 月 日

《法人名》  
《代表者職・氏名》 様

広島市長 ○○ ○○  
(健康福祉局障害福祉部障害自立支援課)

業務管理体制の整備に関する検査について（通知）

このことについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3第1項（※）の規定に基づき、検査を実施しますので、関係書類を提出してください。

1 提出書類

2 提出期限  
年 月 日（ ）

3 提出先  
広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課

4 留意事項  
調書の内容に不備又は不明瞭な点があると認められる場合は、従業者の出頭を求め、業務管理体制の運用状況を聴取することがあります。

広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課  
担当：○○  
TEL：082-○○○-○○○○

（※）通知の例であり、事業者の区分に応じて次の法律の条項を適用すること。

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3第1項
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3第2項
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2第1項
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の19の2において準用する法第21条の5の2第1項
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3第1項

《法人名》

《代表者職・氏名》 様

広島市長 ○○ ○○  
(健康福祉局障害福祉部障害自立支援課)

業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について（通知）

このことについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3第1項（※）の規定に基づき、立入検査を実施しますので、通知します。

1 検査実施日時

年 月 日（ ）午前（午後） 時から

2 検査実施場所

3 検査担当者

広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課  
〔職・氏名〕

4 検査の内容

- (1) 業務管理体制の運用実態の検証（役職員（経営に関し権限を有する役員、業務管理体制の整備に関する責任のある役職員）からの状況聴取）
- (2) 指定事業所の不正事案に関すること

5 準備するもの

- (1) 届出事項の内容について確認ができる書類
  - ・ 業務管理体制の全体像（方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況）
  - ・ 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
  - ・ 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容（義務付けされている事業者のみ）
  - ・ 業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容（義務付けされている事業者のみ）
- (2) 不正事案発生の指定事業者に関するもの

広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課  
担当：○○  
TEL：082-○○○-○○○○

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3第1項
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3第2第1項
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2第1項
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の19の2において準用する法第21条の5の2第1項
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3第1項

様式第3号（改善通知）

広障自第 号  
年 月 日

《法人名》

《代表者職・氏名》 様

広島市長 ○○ ○○  
(健康福祉局障害福祉部障害自立支援課)

業務管理体制の整備に関する検査に基づく改善について（通知）

標記の件について、 年 月 日に検査を実施しましたが、下記の事項について、改善を要すると認められますので、通知します。

記

1 改善を要すると認められる事項

2 改善報告書の提出

別紙「改善報告書」により、改善を確認できる資料とともに、 年 月 日までに提出してください。

広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課  
担当：○○  
TEL：082-○○○-○○○○

(別紙)

年 月 日

広島市長 ○○ ○○ 様

《法人名》

《代表者職・氏名》

改善報告書

標記の件について、 年 月 日付け広障自第 号により通知された事項について、下記のとおり改善しましたので、報告します。

記

改善を要する事項	改善結果（具体的に記入）	備考

※ 備考欄は、改善結果と添付資料の関連を明記すること。

《法人名》

《代表者職・氏名》 様

広島市長 ○○ ○○  
(健康福祉局障害福祉部障害自立支援課)

業務管理体制の整備について（勧告）

標記の件について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3第1項（※1）の規定に基づき、 年 月 日に実施した検査の結果、適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、法第51条の4第1項（※2）の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに勧告に従わなかったときは、同条第2項の規定に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同条第3項の規定に基づき、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することとなります。

記

1 事業者名

2 勧告事項

3 改善報告書の提出

別紙「改善報告書」により、改善を確認できる資料とともに、 年 月 日までに提出してください。

なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課  
担当：○○  
TEL：082-○○○-○○○○

(※) 通知の例であり、事業者の区分に応じて次の法律の条項を適用すること。

- (※1) ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3第1項
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3第2第1項
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2第1項
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の19の2において準用する法第21条の5の2第1項

- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の39第1項

(※2)・ 法第51条の4第1項

- ・ 法第51条の33第1項
- ・ 法第21条の5の28第1項
- ・ 法第24条の19の2において準用する法第21条の5の28第1項
- ・ 法第24条の40第1項

(別紙)

年 月 日

広島市長 ○○ ○○ 様

《法人名》

《代表者職・氏名》

改善報告書

標記の件について、 年 月 日付け広障自第 号により勧告のあった事項について、下記のとおり改善しましたので、報告します。

記

勧告事項	改善結果（具体的に記入）	備考

※ 備考欄は、勧告のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

《法人名》

《代表者職・氏名》 様

広島市長 ○○ ○○  
(健康福祉局障害福祉部障害自立支援課)

業務管理体制の整備について（命令）

標記の件について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の4第1項（※1）の規定に基づき、年 月 日付け広障自第号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、同条第3項（※2）の規定に基づき、下記のとおり改善を命令します。

なお、この改善命令については、同条第4項（※3）の規定に基づき、その旨を公示します。

記

1 事業者名

2 命令事項

3 改善報告書の提出

別紙「改善報告書」により、改善を確認できる資料とともに、年 月 日までに提出してください。

なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

4 教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した日には審査請求をすることができなくなることにご注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定によりこの決定があったことを知った日から6か月以内に、広島市を被告として（訴訟において広島市を代表する者は広島市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることにご注意ください。）。

広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課  
担当：○○  
TEL：082-○○○-○○○○

(※) 通知の例であり、事業者の区分に応じて次の法律の条項を適用すること。

- (※1) ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の4第1項
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の33第1項
  - ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の28第1項
  - ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の19の2において準用する法第21条の5の28第1項
  - ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の40第1項

(※2) ・ 法第24条の19の2において準用する法第21条の5の28第3項

(※3) ・ 法第24条の19の2において準用する法第21条の5の28第4項

(別紙)

年 月 日

広島市長 ○○ ○○ 様

《法人名》

《代表者職・氏名》

改善報告書

標記の件について、 年 月 日付け広障自第 号により命令のあった事項について、下記のとおり改善しましたので、報告します。

記

命令事項	改善結果（具体的に記入）	備考

※ 備考欄は、改善結果と添付資料の関連を明記すること。